

狭山市ひとり親家庭等医療費支給制度
医療機関等説明資料

令和2年1月診療分～

狭山市こども支援課

電話 2953-1111

内線 1536

目 次

◆ ひとり親家庭等医療費の概要について	
1 ひとり親家庭等医療費とは	4
2 制度内容について	4
(1) 窓口払いの廃止（現物給付）について	4
(2) 受給者証の様式について	5
3 診療時の注意点について	6
(1) 保険証や受給者証を持参しなかった場合	6
(2) 夜間・時間外の診療の場合	6
(3) 転入・転出等により、月の途中から資格取得（喪失）した場合	6
(4) 他の公費負担医療等との関係	7
(5) 高額療養費の取扱い	7
(6) 第三者行為の場合	7
(7) 学校や保育所、幼稚園での事故による診療の場合	8
(8) 入院時食事療養標準負担額について	8
(9) その他	8
4 ステッカーの掲示について	8
別紙 公費負担医療一覧	9
◆ ひとり親家庭等医療費の請求について	
1 ひとり親家庭等医療費請求の流れ	11
2 各問い合わせ先	12
◆ Q & A 集	
● 診療の際の注意事項について	
Q 1 受給者証の提示がない場合は	13
Q 2 学校や保育所等の負傷等についての診療の取扱いは	13
Q 3 夜間や休日でも現物給付を行うのか	14
Q 4 他市に転出し、月の途中で資格を無くした場合の対応は	14
Q 5 他市より転入し、月の途中から資格を得た場合の対応は	14
Q 6 第三者行為の場合の取扱いは	15
Q 7 ひとり親家庭等医療費と子ども医療費、心身障害者医療費はどの医療費を優先するのか	15

● ひとり親家庭等医療費の請求等について	
Q 1 ひとり親家庭等医療費の請求先は	15
Q 2 現物給付に係るひとり親家庭等医療費の市への請求方法は	15
Q 3 高額療養費の取り扱いは	15
Q 4 公費負担制度とは	16
Q 5 ひとり親家庭等医療費に過払いが生じた場合の対応は	16
◆ 問合せ先	
狭山市役所こども支援課	17

1 ひとり親家庭等医療費とは

狭山市では、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等の父母や児童が病気にかかったときなどに安心して医療にかかれるように保険診療の一部負担金を市が助成する「ひとり親家庭等医療費支給制度」を実施しています。

令和2年1月1日診療分より、現物給付方式を取り入れ、指定医療機関等の窓口については、本来、徴収いただく保険診療の一部負担額を患者から徴収せずに、医療機関等から市に請求いただきます。

医療機関等のご理解とご協力が不可欠となりますので、よろしくお願いたします。

2 制度内容について

(1) 窓口払いの廃止（現物給付）について

市内の医療機関等につきましては、協定を締結していただき、対象者が診療を受けた場合に、保険診療一部負担金の徴収を行わず、窓口払いを廃止（現物給付）しますので、ご協力をお願いいたします。

窓口払いの廃止に伴い、当該一部負担金（ひとり親家庭等医療費）は受給者に代わって市が負担することとなりますが、医療機関等におかれましては、レセプトにひとり親家庭等医療費の「公費負担者番号」と「受給者番号」を記入し、埼玉県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金埼玉支部を通して請求してください。

《注意》

- 学校または保育所でのケガで日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合は、原則、ひとり親家庭等医療費の支給対象となりませんが、狭山市立の保育園・幼稚園・小中学校に通っている児童に限り、当該医療費を利用して受診することが可能となっておりますので、その場合はひとり親家庭等医療費と同様に請求してください。
 - 受給者証を提示しない場合または受給者証の内容が確認できない場合は、原則として、一旦医療費を徴収してください。
- ※ この場合の対応は、Q & A集を参照してください。

(2) 受給者証の様式について

うすむらさき色
公費負担者番号 83110155
受給者番号 7桁
有効期間 毎年12月31日まで又は児童が18歳に達した年度末まで（一定の障害があるときは20歳未満まで）

※ 公費負担者番号は、国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金に診療報酬の請求を行わない医療機関等では使用しません。

<受給者証の様式>

うすむらさき色（B6サイズ）

親 狭山市 ひとり親家庭等医療費 【受給者証】		親 狭山市 ひとり親家庭等医療費 【受給者証】		
受給者番号	受給者氏名		公費負担番号	
	生年月日	続柄	83110155	
8888991	狭山 太郎 平成〇年〇月〇日	子	申請者 氏名 住所 狭山 花子 狭山市入間川1-23-5	
8888992	狭山 次郎 平成〇年〇月〇日	子		
			受給者番号	
	生年月日	続柄	受給者氏名	
			8888888	狭山 花子 昭和〇〇年〇月〇日 母
	有効期間		令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	
		年 月 日交付 狭山市長 印		

受給者番号
7桁目はチェックデジット
請求書には7桁目まで記入

※有効期間欄について

こども医療費とは異なり、ひとり親家庭等医療費は受給資格の審査を毎年行うため、前年から継続して受給資格のある方は1月1日から12月31日までが有効期間となっています。受給者がこの資格の更新手続きを行っていない場合、有効期間が前年末となっている可能性があります。

また、年度途中で受給資格を得た方は、受給資格の発生日から12月31日までの表示となっているため、誤りのないよう対象年と期間を確認してください。

3 診療時の注意点について

現物給付に伴い、医療機関等の窓口で様々な対応が必要な場合が想定されます。以下の例によりお取り扱いください。

なお、不明な点や疑問点などがありましたら、その都度、市役所こども支援課にお問い合わせください。

(1) 保険証や受給者証を持参しなかった場合

原則として、現物給付の対象となりません。各医療機関等では、保険診療一部負担金を徴収していただき、受給者には、後に市に対して直接償還払い請求をしていただくこととなります。

ただし、同月内の再受診の際や、後日、受給者証の提示により医療機関等にて同月内で徴収した一部負担金を精算いただいた場合は、現物給付対象分として対応をお願いします。

なお、市役所のこども支援課で受給資格の確認を行っておりますので、お問合せいただくなど柔軟な対応をお願いいたします。

(2) 夜間・時間外の診療の場合

夜間や時間外の診療については、医療機関等において取扱いが異なると思いますが上記「(1) 保険証や受給者証を持参しなかった場合」に準じて取り扱ってください。

不明な場合は市役所こども支援課にお問い合わせください。

(3) 転入・転出等により、月の途中から資格取得（喪失）した場合

ア 転入の場合

月の途中で市外から転入し、狭山市のひとり親家庭等医療費が適用となった場合は、狭山市に居住した日（住民登録をした日）からの診療分が対象となりますので、ひとり親家庭等医療費受給者証の有効期間のご確認をお願いします。

イ 転出の場合

狭山市から市外に転出した場合は、転出日からの診療分が対象外となります。

転出した場合は、受給者証を返還することとなっておりますので、通常、転出した方は受給者証を持っていないこととなります。

受給者証の提示を受けずに現物給付を行った場合は、医療機関等へひとり親家庭等医療費分の返還請求をさせていただきます。

- ※ 近隣市町村間での転入・転出をした場合は、継続して受診することも考えられますので、ご注意ください。
- ※ 誤って現物給付を行わないため、必ず受給者証の提示を受けて、現物給付を行うようにしてください。

(4) 他の公費負担医療等との関係

受給者によっては、ひとり親家庭等医療費支給事業だけでなく、他の公費負担制度にも該当する場合があります。

法律や国の要綱などに基づく公費負担医療制度や医療費給付制度など他の公費で補填されるものについては、ひとり親家庭等医療費より優先して適用されます。

よって、ひとり親家庭等医療費支給事業は、他の公費負担制度に該当する場合、その制度を先に適用させ、先にこれらの公費負担制度を適用しても保護者が負担しなければならない額がある場合に、その自己負担額（保険診療分に限る。）がひとり親家庭等医療費の対象となります。

なお、公費負担医療に該当する場合で、ひとり親家庭等医療費の請求方法などに不明な点があれば、市役所こども支援課にお問い合わせください。

また、公費負担医療費制度および法律に基づく医療費支給制度は9～10ページに掲載した「別紙公費負担医療一覧」のとおりですので、参考にしてください。

(5) 高額療養費の取扱い

高額療養費については、市が国民健康保険担当所管および各保険組合等と調整しますので、各医療機関等で対応する必要はありません。医療費の保険診療に係る一部負担金の額から他の公費負担分を差し引いて、ひとり親家庭等医療費として市に請求してください。

(6) 第三者行為の場合

第三者行為の場合は、医療保険の対象となりませんので、ひとり親家庭等医療費の支給対象となりません。ただし、保険診療を行った場合については、ひとり親家庭等医療費として請求して差支えありませんが、後に、保険診療の対象外と判明したときは、医療機関等へ請求させていただくこととなります。

(7) 学校や保育所、幼稚園での事故による診療の場合

小・中学校や幼稚園、保育所などで事故にあった場合のけがや疾病については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となりますので、原則ひとり親家庭等医療費の支給対象となりません。

ただし、狭山市立の保育園・幼稚園・小中学校に通っている児童に限り、ひとり親家庭等医療費を利用して受診することが可能となっております。この場合は、ひとり親家庭等医療費と同様に請求をしてください。

また、私立学校等に通う児童やひとり親家庭等医療費を利用せずに受診をした際など、後に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付との重複が判明した場合は、医療機関等へひとり親家庭等医療費分の返還請求をさせていただきます。

(8) 入院時食事療養標準負担額について

令和2年1月診療分からこども医療費支給制度と同様に15歳年度末までの児童については、入院時食事療養標準負担額を助成します。

なお、受給者のうち上記以外の児童(高校生以上)と父母又は養育者は対象外となりますので、取り扱いに注意をお願いいたします。

(9) その他

別添のQ&Aを参照してください。

4 ステッカーの掲示について

現物給付のご協力をいただく医療機関等につきましては、受診者に現物給付の対象となる医療機関等である旨の表示として、ステッカーの掲示をお願いいたします。

なお、ステッカーは出入口または受付窓口などの分かりやすい場所に掲示していただきますようご協力をお願いいたします。

別紙 公費負担医療一覧

法律・制度名		法別 番号	対象者	一部負担金
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		10	結核一般患者	5%
		11	結核を伝染させるおそれの著しい者	原則なし
生活保護法	医療扶助	12	生活保護法被保護者	原則なし
戦傷病者特別援護法	療養の給付厚生	13	戦傷病者（戦傷病者手帳所持者）	無
	医療	14		
障害者総合支援法	更生医療	15	18歳以上の身体障害者	原則1割負担
	育成医療	16	18歳未満の身体障害者	原則1割負担
児童福祉法	療育の給付	17	結核児童(6ヶ月以上入院)	原則なし
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	認定疾病医療	18	原爆医療法第8条認定患者	無
	一般疾病医療	19	被爆者健康手帳所持者	無
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	措置入院	20	自身を傷つけ、又は他に害をおよぼすおそれのある精神障害者	原則なし
障害者総合支援法	精神通院医療	21	精神障害者の通院患者	原則1割負担
麻薬及び向精神薬取締法		22	精神障害者の通院患者	原則なし
母子保健法	養育医療	23	2000g以下の未熟児(入院)	原則なし
障害者総合支援法	療養介護医療	24	療養介護のうち医療に係るもの	原則1割負担
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	医療支援給付	25	特定中国残留邦人等とその配偶者	無
高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者制度	27	75(65)歳以上	一部負担有
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	一,二類	28	患者・疑似症患者・無症状病原体保有者(入院のみ)	原則なし
	新感染症	29	新感染症	原則なし

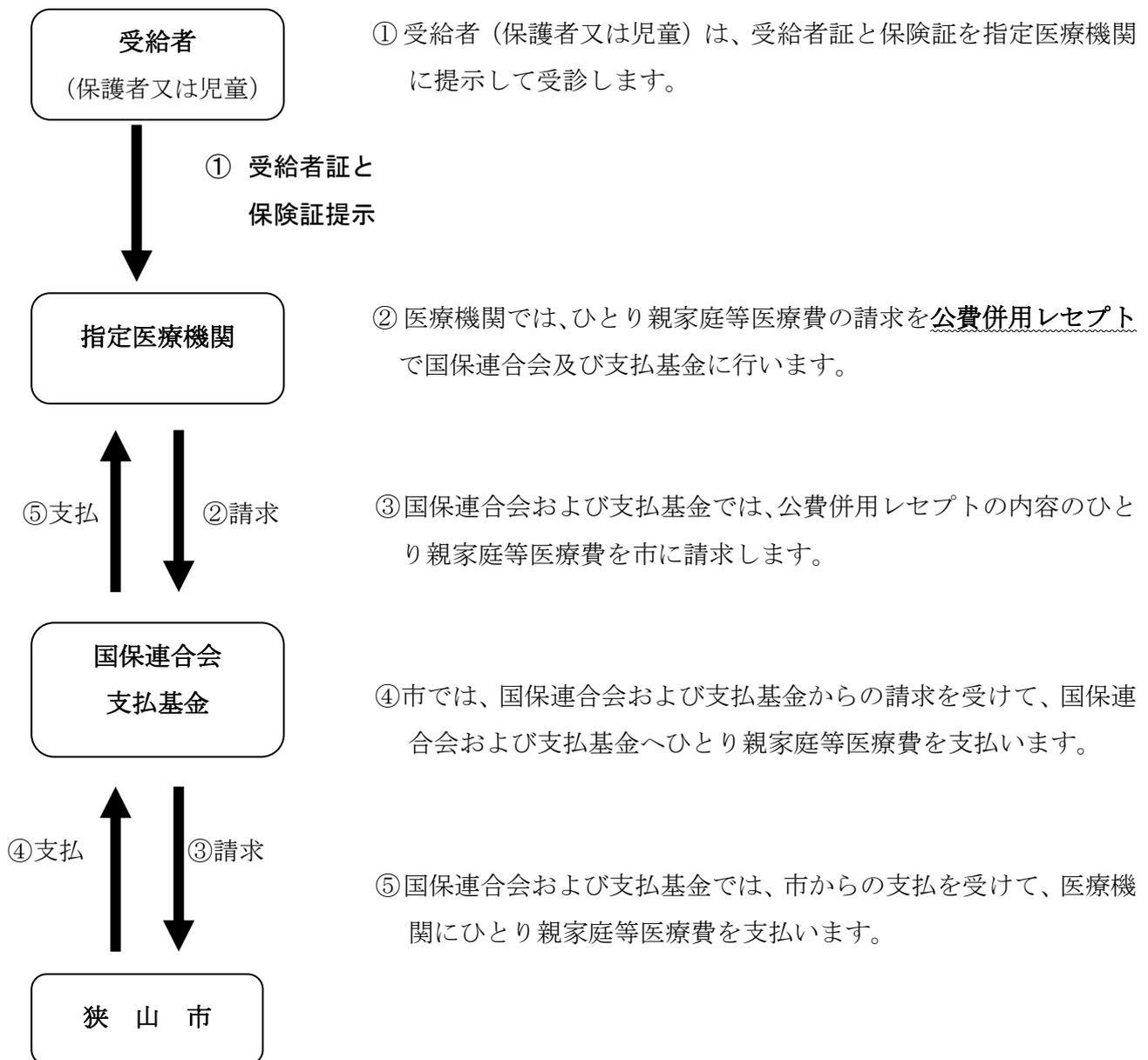
法律・制度名		法別 番号	対象者	一部負担金
特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費等		51	スモン, プリオン病, 劇症肝炎, 重症急性膵炎の患者, 重症認定を受けた患者	無
			上記以外の特定疾患対象患者 (「軽快者」除く)	所得に応じた自己負担
			先天性血液凝固因子障害等の患者	無
児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援		52	小児慢性特定疾患対象患者	原則 2 割負担
児童福祉法の措置		53	児童福祉法の措置入所者	原則 1 割負担
石綿による健康被害の救済に関する法律		66	石綿による健康被害者	無
国民健康保険法	退職者医療制度	67	被用者年金の老齢(退職)年金受給権者(75歳未満)の市町村国保加入者とその被扶養者	国保と同じ
児童福祉法による障害児施設医療		79	障害児施設入所者	原則 1 割負担
進行性筋萎縮症者等給付制度		-	進行性筋萎縮症罹患患者	所得に応じた自己負担(日用品等も)
独立行政法人日本スポーツ振興センター法	児童生徒の災害給付	-	学校管理下における児童生徒の負傷・疾病	無(自己負担分+総医療費の 1/10)
学校保健安全法	医療費助成	-	(準)要保護世帯の児童生徒で学校から治療指導を受けた伝染性又は学習に支障のある疾病	無
労働者災害補償保険法		-	業務上の障害通勤途上の災害	無
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法		-	適正使用にかかわらず健康被害発生の場合	無
予防接種法 (予防接種健康被害救済制度)		-	予防接種法の予防接種の健康被害	無
公害健康被害の補償等に関する法律		-	公害認定患者	無

◆ ひとり親家庭等医療費の請求について

ひとり親家庭等医療費の請求方法は、医療機関から診療報酬明細書（レセプト）により埼玉県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金埼玉支部を通して、市に請求していただきます。

なお、医療費の支払いにつきましても、請求と同様に埼玉県国民健康保険団体連合会等を通して、お支払いいたします。

1 ひとり親家庭等医療費請求の流れ



2 各問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金埼玉支部

電話 048-882-6631

FAX 048-887-6258

埼玉県国民健康保険団体連合会

電話 048-824-2901

FAX 048-824-2536

狭山市役所こども支援課

電話 04-2953-1111

内線 1536・1538

FAX 04-2955-2099

Eメール kodomo@city.sayama.saitama.jp

◆ Q & A 集

ひとり親家庭等医療費支給制度の実施に伴い、以下のとおりQ & Aをまとめましたので、参考にしてください。

なお、不明な点は、市役所こども支援課にお問合せください。

● 診療の際の注意事項について

Q 1 受給者証の提示がない場合は

A 受診時に受給者証を忘れた場合は、受給資格の確認ができないため、原則として、現物給付は行えません。

後日、医療機関等の窓口で精算していただくか、受給者へ償還払いの案内をお願いします。

ただし、受診時に電話等でこども支援課に直接資格の問合せをいただければ、受給資格の確認をしますので、状況により、柔軟な対応をお願いします。

また、一旦医療費を徴収した場合であっても、できるだけ医療機関等の窓口で後日精算していただき、保険診療に係る一部負担金を保護者に返還した後に、通常の現物給付の例により市に請求いただきますようご協力をお願いします。

なお、同月内の再診の場合は、特にこのような取扱をお願いします。

Q 2 学校や保育所等の負傷等についての診療の取り扱いは

A 対象の子どもが保育所、幼稚園または学校において負傷または疾病し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付となる場合は、そちらの制度がひとり親家庭等医療費よりも優先となります。

ただし、狭山市立の保育園・幼稚園・小中学校に通っている児童に限り、ひとり親家庭等医療費を利用して受診することが可能です。

Q 3 夜間や休日でも現物給付を行うのか

A 夜間や休日診療のみを償還払いとすると、同一児童が同月中に時間内診療を受診した場合、償還払いと現物給付が混在することとなり、月単位で請求していただく事務が煩雑化することから、夜間や休日においても、できる限り現物給付の対応をお願いいたします。

なお、医療機関等によっては、診療時に一時預かり金を受け取り、後日精算する場合もあると思いますが、精算時に保険診療に係る一部負担金を返却するなどの対応を行い、できるだけ医療機関等より市に請求くださいますようお願いいたします。

Q 4 他市に転出し、月の途中で資格を無くした場合の対応は

A 引越しをして狭山市から転出した場合は、転出日の前日までの診療に係る医療費が対象です。よって、現物給付の対象も転出日の前日までです。

転出する場合は、市に受給者証を返還することとなっていますので、通常、転出した方は受給者証を持っていないこととなります。

誤って現物給付を行わないため、各医療機関等の窓口では、必ず受給者証の提示を受けて、現物給付を行うようにしてください。

受給者証の提示を受けずに現物給付を行った場合、医療機関より医療費の返還をしていただくこととなりますので、ご注意ください。

特に、近隣市町村に転出した場合などは、継続して受診することも考えられますので、ご注意ください。

なお、受給者が受給者証を返納しなかったことにより、受給者証の提示を受けて現物給付を行った場合の過払いにつきましては、市にて対応します。

※ 疑問に感じた場合などは市役所こども支援課にお問い合わせください。

Q 5 他市より転入し、月の途中から資格を得た場合の対応は

A 引越しなどにより月の途中で狭山市のひとり親家庭等医療費が適用となった場合は、狭山市に居住した日（住民登録をした日）からの診療分についてのみが対象です。

特に、近隣の市町村などからの転入で、継続して受診している方については、転入前の診療分についての請求がないようご注意ください。

Q 6 第三者行為の場合の取り扱いは

A 第三者行為の場合は、医療保険の対象となりませんので、ひとり親家庭等医療費の支給対象となりません。ただし、保険診療を行った場合については、ひとり親家庭等医療費として請求して差支えありませんが、後に、保険の対象外と判明したときは、医療機関等を通じて返納していただくこととなります。

Q 7 ひとり親家庭等医療費と子ども医療費、心身障害者医療費はどの医療費を優先するのか

A 各医療費支給制度との優先順位につきましては、①ひとり親家庭等医療費②子ども医療費③心身障害者医療費の順となります。

受給者はいずれかの受給資格となりますので、受給者証の併用はできません。

よって、医療機関等の窓口では、受給者証を確認し、それぞれの制度に合わせた対応をお願いします。

● ひとり親家庭等医療費の請求等について**Q 1 ひとり親家庭等医療費の請求先は**

A 医療機関等で徴収しなかったひとり親家庭等医療費は、埼玉県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金埼玉支部を通して診療報酬明細書（レセプト）で請求をしてください。

Q 2 現物給付に係る市へのひとり親家庭等医療費の請求方法は

A 診療報酬明細書（レセプト）に公費負担者番号および受給者番号を記入し、埼玉県国民健康保険団体連合会および社会保険診療報酬支払基金埼玉支部に請求してください。基金等を通して、狭山市よりひとり親家庭等医療費分の支払いを行います。

よって、支払い時期は、通常の診療報酬の支払い時期と同じになります。

Q 3 高額療養費の取扱いは

A 高額療養費については、国民健康保険団体連合会および診療報酬支払基金にて、各保険組合に請求します。

よって、各医療機関等に対応することはありません。

Q 4 公費負担制度とは

A 国や地方自治体が患者に代わってその医療費を負担する制度です。

全額公費によって負担するもの、対象者の能力に応じて費用の一部または全額負担するものなどがあります。

- ①育成医療
- ②養育医療
- ③小児慢性特定疾病医療支援
- ④自立支援医療
- ⑤生活保護法による医療扶助

などがあり、ひとり親家庭等医療費よりも先に適用させることになります。

※P9~10の一覧表を参照してください。

Q 5 ひとり親家庭等医療費に過払いが生じた場合の対応は

A 基本的には、市で対応しますが、受給者証の提示を受けずに現物給付をしたことによる過払いや前述の公費負担医療や学校等での事故などの場合による過払いの場合は、医療機関より一部負担金を返還していただきます。

不明な点や疑問点がありましたら、市役所こども支援課にお問い合わせください。

◆ 問合せ先

ご不明な点や疑問点がございましたら、下記までお問合せください。

<問合せ先>

狭山市役所こども支援課

電話 04-2953-1111

内線 1536・1538

FAX 04-2955-2099

Eメール kodomo@city.sayama.saitama.jp